

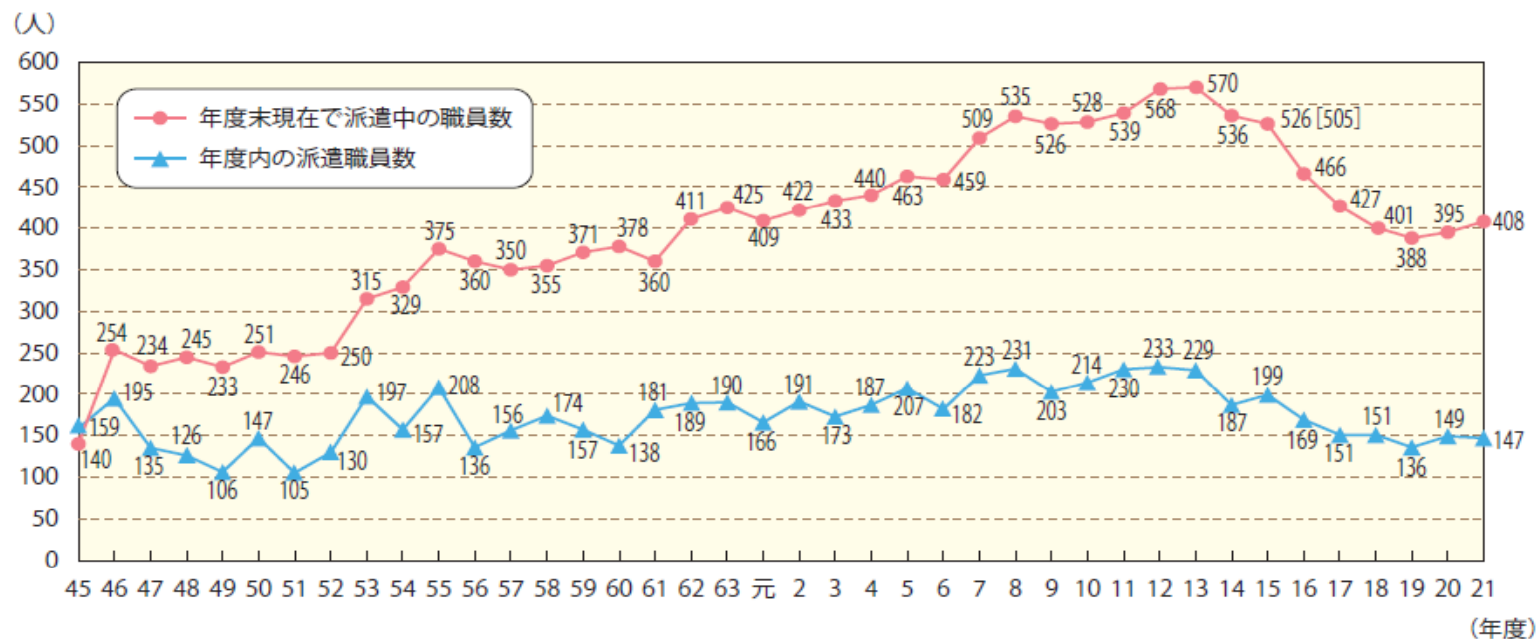
## 国際機関や法科大学院への職員の派遣制度の概要

国家公務員は、「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」(国家公務員法第101条)ものですが、特別の法律に基づき、国際協力等の目的あるいは法曹養成の基本理念に則した教育の充実に資する目的のため、職員の派遣制度が設けられています。

### 国際機関等への派遣

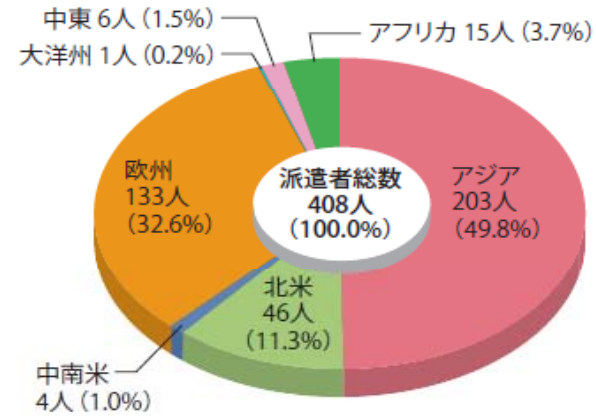
- 派遣は、条約、国際約束等に基づき、又は日本が加盟している国際機関及び外国政府の機関等の要請に応じて、職員の同意を得て、各府省の任命権者がこれら機関に対して行う。
- 派遣職員は、国家公務員の身分は引き続き保有するが、国の職務には従事しない。

【根拠法律】 国際機関等に派遣させる一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)



(注) 平成15年度の [ ] 内の数は、国立大学法人の発足により同法人職員となった者(21人)を除いた人数である。

【平成21年度末 派遣先地域】



法科大学院への派遣

- 任命権者は、法科大学院設置者からの要請があった場合に、当該設置者との取り決めに基づき、いわゆる実務家教員として検察官その他の職員を、その同意を得た上で、派遣することができる。
- 派遣は原則3年(特に必要な場合は、5年)
- 派遣職員は、国家公務員の身分は引き続き保有する。
- 国の職務に従事しながら行う「パートタイム型派遣」と、国の職務には従事せず専ら教授等の業務を行う「フルタイム型派遣」がある。

【根拠法律】 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）

【平成22年度 法科大学院派遣の内訳】

(単位：人)

	国公立大学大学院	私立大学大学院	国公立大学大学院、私立大学大学院の双方	合計
フルタイム型派遣	1	11	9	21
パートタイム型派遣	5	4	3	12